平成２８年（フ）第３１９号
滋賀県栗東市川辺527番地（Ｄ―401号）県営住宅川辺団地
債務者　永松　祐樹
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１７４号
滋賀県愛知郡愛荘町石橋37番地12
債務者　西山　郁子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第２３２号
奈良県大和高田市蔵之宮町５番９号
債務者　銀納　正範
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第７６９号
広島市佐伯区利松２丁目10番24―102号
債務者　滝石　雄治
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２２号
広島市安佐北区可部南３丁目３番20―404号
債務者　堀田　愛子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８２６号
広島市中区舟入本町13番11―305号
債務者　池田　陽子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４１号
山口県下関市幸町14番16号
債務者　西　八千代
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１４４号
山口県下関市熊野町２丁目９番37号
債務者　梅本塗装こと　梅本　誠二
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
愛媛県四国中央市川之江町4059番地５、前住所愛媛県四国中央市川之江町1032番地２　アサヒパレス川之江Ａ棟103号
債務者　石川　裕紀
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２８年（フ）第５９号
福岡県大川市大字幡保197番地８
債務者　藤吉　明実（旧姓櫻井・熊川）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第３７９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋4749番地２　コーポ萩原Ｂ―305、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字持田3232番地　県営持田団地１棟405号室
債務者　石橋　　彩（旧姓日高・中武）
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４１８号
鹿児島県鹿児島市玉里団地２丁目43番10号
債務者　中村　眞琴
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４３１号
鹿児島県鹿児島市武岡１丁目２番地１（市住4951号）
債務者　吉田菜穂美
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４３２号
鹿児島県鹿児島市広木１丁目19番５号
債務者　加藤　正弘
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４３３号
鹿児島県鹿児島市広木１丁目19番５号
債務者　加藤明日香
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４９号
鹿児島県指宿市東方10738番地１　市営沖原団地２―32
債務者　松下　明奈
1　決定年月日時　平成28年12月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第１７３号
秋田市新屋日吉町５番28号　レオパレスシャルム101
債務者　林　　利行（旧姓本多）
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部